年　　月　　日

センコー健康保険組合　殿

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

申　請　人
〔住　　所〕
〔氏　　名〕　　印
〔生年月日〕　　年　　月　　日（男・女）

事業主証明
〔住　　所〕
〔名　　称〕
〔代表者名〕　　印

健康保険任意継続保険制度を確認の上、下記の通り資格取得の申請をいたします。

記

（事業主は、両面コピーして申請人にお渡しいただき、申請人は裏面をご参照の上ご記入下さい。）

現在の被保険者証の記号と番号	記号　　番号	資格喪失の年月日（退職日の翌日）	年　　月　　日
資格喪失時点の標準報酬月額	千円	被扶養者の有・無	有　・　無
勤務していた事業所	会社名　　支店名		
今後連絡する場合の住所・電話番号	〒 〔TEL〕		
給付金等の振込指定口座	銀行　　支店　　普通・当座　　No.		
	口座名義人　　殿（カタカナでご記入下さい）		
保険料の納付方法	月払い　・　前納A（2回目以降年度分前払）　・　前納B（2回目以降半期分前払）		
申請者へのご注意！	**健康保険料・介護保険料**とも**全額自己負担**となります。 ※納付期日の15時までに窓口にて納付下さい。（15時以降の納付は翌日の取扱になる場合があります。） ※納付期日を過ぎた場合は、未納付で資格喪失となります。資格喪失通知または資格取消通知をお送りいたします。 ※納付期日後のご入金は受付いたしかねますので、後日返金いたします。		

※被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へご記入下さい。

備考欄	

健保組合使用欄

新記号・番号	20　　－
取得年月日	年　　月　　日
喪失予定日	年　　月　　日
標準報酬月額	千円

常務理事	事務長	担　当	担　当

	月	～　月	～　月
一般保険料	,	,	,
（基本）	,	,	,
（特定）	,	,	,
調整保険料	,	,	,
(計)	,	,	,
介護保険料	,	,	,
【合計】	,	,	,

1. 任意継続被保険者資格の喪失について

次のいずれかの事項に該当したときは、健康保険任意継続被保険者の資格を喪失します。
至急、当健康保険組合に申し出て、**被保険者証を返納して下さい。**
又、任意に資格を喪失することは出来ません。

（1）資格取得日より起算して２年を経過したとき。
　　尚、**保険証が使用できるのは、**保険証に記載されている**有効期限**までです。

（2）被保険者本人が死亡したとき。
　　※死亡の確認できる書類を添付して届け出て下さい。

（3）他の健康保険の被保険者となったとき。（就職や後期高齢者該当）
　　※資格喪失届の提出が必要となります。一度ご連絡下さい。

（4）保険料を指定された納付期限（当該月１０日）までに納めないとき。

★保険料を納めた後、（2）（3）に該当した時のみ保険料を返金します。
※他の健康保険の被扶養者となったり国保への切り替え等は返金しません。

2. 保険料の納付方法について

（1）　保険料の納付方法：[1]～[3]から選択して下さい。
　　いずれも納付期日の１５時までに郵便局窓口にて納付をお願いします。
　　※１５時を過ぎて納付すると、翌日のお取り扱いになる場合があります。

	資格取得月		資格取得月の翌月以降分	
	納付日	納付単位	納付日	納付単位
[1] 月払い	健保組合の指定した日	１ヶ月分	毎月１日～１０日	１ヶ月分
[2] 前納A	健保組合の指定した日	１ヶ月分	前月末日 ※前月末日経過後の場合は健保組合の指定した日	資格取得月の翌月～３月分を一括納付
[3] 前納B ※	健保組合の指定した日	１ヶ月分		資格取得月の翌月～９月分を一括納付 １０月～３月分を一括納付

※上記の[3]前納Bは上期中（４～９月）に資格取得の場合のみ適用されます。
　下期中（１０～３月）に資格取得の場合は資格取得月の翌月から３月までが適用です。

〇選択された保険料の納付方法は今年度（３月分まで）のみの適用です。

〇来年度分の納付単位は、
- 本年度『月払い』を選択された方・・・１ヶ月分（毎月納付）
- 本年度『前納A』を選択された方・・・１年分（４～３月分）
- 本年度『前納B』を選択された方・・・半年分（４～９月分、１０～３月分）

　とします。変更がある時は連絡して下さい。

（2）　月払いを選択された場合、**第２回目以降の保険料の納付日は毎月１日から１０日までの１０日間**です。

（3）　納付は同封の払込通知票に保険料を添えて郵便局へ払い込んで下さい。**払込手数料は被保険者負担**です。
　　＜第１回目納付について＞
　　※お急ぎの場合は下記の銀行口座へ払い込み下さい。
　　（※但し銀行での払い込みは第１回納付のみ可能です。第２回目以降納付については必ず郵便局より払い込んで下さい。）
　　宮崎銀行　恒富支店（ツネトミシテン）普通預金　　２１３３３７　　センコー健康保険組合

（4）　保険料は申告納付制となっていますので、改めて当組合から通知は致しません。

（5）　郵便局（銀行）に払い込まれた受領書は大切に保管願います。

（6）　確定申告の場合は、保険料納付証明書を健康保険組合まで要請下さい。

3. その他注意事項

（1）　氏名や住所を変更したときは、速やかに当組合に届け出て下さい。

（2）　あなたの保険料が変更された場合は通知します。
　　（※健保組合の平均標準報酬月額は、毎年９月に再審査・決定され、翌年４月より施行されます。）

以上